

議案第14号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は移転する」を「若しくは移転すること又は脱炭素化に向けた設備投資をする」に改め、同条第13号中「企業が、」を「企業が、事業規模を拡大する目的をもって」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

（14）脱炭素化に向けた設備投資 本市に事業所を有する企業が、二酸化炭素排出量の削減を図る目的をもって事業所において事業の用に供する償却資産を新たに取得することをいう。

第2条に次の1号を加える。

（16）市内事業者 本市に本店又は本社（事業を統括する部門を備えた事業所で市長が認めるものをいう。）を有する事業者をいう。

第4条第1項第5号から第8号までを次のように改める。

（5）雇用促進奨励金

（6）用地取得奨励金

（7）労働環境整備奨励金

(8) ICT関連誘致奨励金

第4条第1項に次の1号を加える。

(9) 脱炭素化取組促進奨励金

第4条第2項中「前項第2号から第7号まで」を「前項第2号から第4号まで」に、「含む」を「含む。次項において同じ」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第3項を次のように改める。

3 第1項第5号の奨励金は、指定事業者が同項第1号又は第8号の奨励金の交付を受ける場合に、当該指定事業者に対して交付することができる。

第5条に次の1項を加える。

3 別表1の項から3の項までの奨励金の額の算定には、前条第1項第9号の奨励金の交付を受ける場合は、当該奨励金の対象となる償却資産を含まないものとする。

第7条第2項中「用地取得奨励金の交付又は固定資産税の課税免除を受ける」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 用地取得奨励金の交付を受ける企業

(2) ICT関連誘致奨励金の交付を受ける企業

(3) 脱炭素化取組促進奨励金の交付を受ける企業（当該企業の脱炭素化に向けた設備投資に対する投下固定資産総額が2,000万円以上のときに限る。）

(4) 固定資産税の課税免除を受ける企業

第7条第3項を削る。

第15条第4項中「2年」を「3年」に改める。

附則第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表4の項中「伴う工事請負契約等に係る」を「伴う建設工事に係る市内事業者の請負契約の」に、「限る。」を「限る。）の総額（）」に、「同じ。）の総額」を「「交付要件額」という。）」に、「投下固定資産総額（土地の取得に要する経費を除く。）」を「当該建設工事に係る請負契約の金額の総額」に、「工事請負契約等に係る金額の総額」を「交付要件額」に改め、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	用地取得奨励金	市が造成した用地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき。	企業の立地に係る土地の取得価格の100分の20以内の	3億円
---	---------	-------------------------------	----------------------------	-----

			額
		市の事業用借地に立地する企業が当該事業用借地を市から取得したとき。	土地の取得価格の100分の10以内の額
		都市計画法第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域又は特定用途制限地域（産業居住地区に限る。）の用地を取得し、企業の立地をしたとき（市が造成した用地を市から直接取得したとき及び市の事業用借地に立地する企業が当該事業用借地を市から取得したときを除く。）。ただし、取得面積は1,000平方メートル以上とし、同一の用地について交付は1回限りとする。	市が評価した額（土地の取得に係るものに限る。）の100分の20以内の額

別表7の項及び8の項を次のように改める。

7	労働環境整備奨励金	従業員の利用に供するため福利厚生施設（規則で定める福利厚生施設に限る。以下この項において同じ。）を設置したとき。	福利厚生施設の設置に伴う家屋の取得に対して新たに市が賦課した固定資産税の課税標準額の100分の1.4以内の額	1,000万円
8	ICT関連誘致奨励金	情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人以上のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料（36月を限度とする。）並びに当該事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用	3,000万円

			をいう。)の合計額の100分の50以内の額	
		情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人未満のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料(36月を限度とする。)並びに当該事業所開設に要する費用(改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用をいう。)の合計額の100分の30以内の額	1,000万円

別表に次のように加える。

9	脱炭素化取組促進奨励金	規則で定める脱炭素化に向けた設備投資をしたとき。	市が評価した額(償却資産の取得に係るものに限る。)の100分の5以内の額	2,000万円
---	-------------	--------------------------	--------------------------------------	---------

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。

#### 提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、令和7年度まで期間を延長するとともに、新たな奨励措置を設けることにより企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、本案を提出する。